

郡山市SNS動画制作及び広告配信業務委託仕様書

1 業務名

郡山市SNS動画制作及び広告配信業務委託

2 業務目的

本市の取組や地域資源、人などから本市の魅力をPRする映像を制作し、YouTube等のインターネット、SNSにより広告を配信する。本動画の視聴を通じ、市民が自分の住むまちへの愛着を深め、誇りや関心を持つきっかけとなることを目的とする。

3 委託内容

映像制作、広告配信に関わる全ての業務（映像の企画、企画に基づく情報収集、構成、台本、演出、製作調整、撮影、編集、アニメーション・CG作成、MA（ナレーション、テロップ、BGM等を含む。）、マスター作成、YouTubeデータ作成、DVD製作等）とする。

4 委託期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

5 制作条件

(1) 全体

- ① 受注者は、市と協議の上、構成台本・ナレーション原稿を作成し、それを基に撮影・編集を行い、成果品を市に納品する。
- ② 受注者は、市と協議の上、納品までの日程を定め、あらかじめ工程表を市に提出する。

(2) 撮影

- ① 撮影する場合はハイビジョン対応のカメラとレンズで撮影する。
- ② 取材・映像撮影は、原則として、ディレクター・カメラマン・音声・照明を配置して行う（担当業務の兼務は可）。
- ③ 聴覚障がい者への情報保障のため、手話通訳を付けること。手話通訳者は協議の上、市又は受注者が手配し、受注者が撮影を行い、映像に入れて動画を完成させること。

(3) 編集

編集に当たっては、原則として粗編集、本編集、ナレーション録音の各段階において試写、又は立会いにより市の承諾を受けること。

(4) その他

- ① 業務全体を管理・統括する業務責任者を一人置くこと。市と受注者との連絡は原則としてこの業務責任者を通じて行う。
- ② 市に対する受注者の対応が不誠実と認められる場合又は成果不十分と認められる場合には、委託期間の途中でも契約を解除できるものとする。
- ③ 受注者所有の写真・映像等を使用する場合には、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条所定の権利を含む。以下同じ。）等に十分注意の上、自らの責任において利用すること。
- ④ 受注者が、その作業過程において必要とする行政施策に関する図書及び写真・映像等関係資料の貸与については、市と別途協議すること。
- ⑤ 受注者は、市の求めに応じ、業務の主要な区切りの時点において報告を行い、また作業の進捗について打合せを行うこととし、修正のあった部分については速やかに対応すること。

- ⑥ 本業務で制作した映像の完成作品及び映像素材データの著作権等は、市に帰属するものとする。また、本業務で制作した映像は、市公式YouTubeへの掲載などの二次使用を行うことから、著作権等必要な措置を講じた上で制作するものとする。市公式YouTubeでは、最短でも令和8年3月31日まで使用することを想定している。
- ⑦ 委託期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受注者は自らの責任と負担により速やかに修正等対応するものとする。
- ⑧ 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ市及び受注者双方が協議して定める。

6 受注者の選定方法

より優れた成果品を得るために公募型企画コンペ方式を採用する。

7 企画提案

(1) 動画の制作

業務目的を踏まえ、市制施行101年目のスタートに当たり、次の100年へ向け明るい希望が持てる内容とすること。特に、市内で活動する人にスポットを当て、その取組や思い、エネルギーなどが伝わるものとする。

テーマは、次の「①テーマ ア、イ」のいずれか、又は両方について制作すること。また、提案者が独自にテーマを追加設定し提案をすることができるものとする。

内容は、中学生が見ても容易に理解できるレベルとし、視聴者が最後まで飽きずに見られるものを目指すこと。

① テーマ

ア 郡山のまちづくりに関わる人・その取組

(例) ・歴史や伝統を守り次代に受け継いでいる姿

・新しいモノやコトを作り、未来に向かってチャレンジしている姿

・多様な人が生き生きと活躍できるまちづくりに取り組んでいる姿 など

イ 郡山の未来を担う子どもや若者・その取組

(例) ・学習やスポーツ、文化活動などで大きな夢に向かって努力している姿

・遊びや好きなことをしながら、たくましく成長する姿 など

② 動画の本数及び時間

ア 原則2本以上とする。

イ 1本当たりの放映時間は自由とする。5分程度のものを2本制作や、30秒程度のものを5本制作など、企画内容に適した長さ・本数とすること。

ウ 30秒を超える動画を作る場合は、作ったそれぞれの動画について、30秒を上限とした概要版動画（本編が見たくなる構成のティザー動画）を作成すること。（当該ティザー動画は、広告配信用として使用予定。また、市公式YouTubeにも掲載する。）

③ 想定している企画

ア 市内で撮影したドキュメンタリー調の実写やインタビュー映像

イ タレントやYouTuber、俳優などを起用した動画

ウ キャラクターなどを活用した動画 など

上記は企画案の一例であり、その他SNSでの配信に適した表現方法で、独自の提案をすること。

④ 起用する人物等

起用を予定している市民やタレント等については、企画提案時において可能な限り出演内諾を得ていること。また、タレント等有名人を起用する場合は、その人物の公式SNSアカウント等に本動画視聴を誘導するためのURLを掲載するなどして波及効果を高めること。

⑤ 規格・仕様

ア 形式：ハイビジョン、ナレーション、BGM、CG制作

イ 言語：日本語版のみ

⑥ 動画の制作期限

令和 7 年 1 月末までを想定（動画は令和 7 年 2 月から公開予定）

(2) 広告配信

① 広告対象

市公式YouTubeに掲載する上記(1)で作成した全ての動画

② 広告内容

制作した動画本編及びティザー動画（本編が 30 秒を超える場合に作成するもの）を合わせて動画再生回数 10,000 回以上を想定する。

YouTube での広告配信を必須とし、そのほか、日頃 YouTube をあまり視聴しない人にリーチし興味を抱かせる手法を検討し、それに適したメディア、ターゲット、配信範囲等を提案すること。

③ 広告実施時期

令和 7 年 2 月（動画公開から 1 か月間を想定）

④ 報告書

業務完了後、配信対象、配信ツール別の傾向、視聴数の状況など、広告配信による効果をまとめた報告書を提出すること。

(3) その他

提案上限金額の範囲内で独自の提案を実施することができる。また、受注者は、本業務を実施する上で、追加となる業務等が必要な場合には提案すること。なお、この場合において追加提案及び業務に係る費用は受注者の負担とする。

8 成果品

(1) 動画制作

制作した以下動画コンテンツを収めたDVD ※本市で複製ができるDVDとする。

① YouTube掲載用動画 1 式（MP4形式）

② YouTube掲載用のサムネイル画像

③ 動画制作時に撮影した素材データ 1 式（白データ）

(2) 広告配信

実施報告書 1 式（A4 判の紙媒体 1 部及び電子データを収めたCD-R）